

議案第 41 号

阿山交流促進施設の設置及び管理に関する条例等の廃止について

阿山交流促進施設の設置及び管理に関する条例等を次のとおり廃止しようとする。

令和6年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

阿山交流促進施設の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 阿山交流促進施設の設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第180号）
- (2) 阿山ふるさとの森公園条例（平成16年伊賀市条例第217号）
- (3) あやま文化センターの設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第300号）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。